

議案審議状況

本会議・委員会から

第4回定例会 本会議

◆平成27年度狛江市一般会計補正予算(第3号)

【提案理由】

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

【主な質疑】

・市民活動支援センターの開設時間は短いのではないか。延長することも考えているとのことだが、その場合の予算は賄えるのか。
・緑化基金を公園維持費に活用

せず、積み立て続けることを展望として持てるか。

・ラ・フォル・ジュルネ音楽祭の事業概要と目的について。

・ラ・フォル・ジュルネ音楽祭と「音楽の街」狛江」構想の関係性をどのように捉えているのか。

・保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金は国が進めているのか。

【結果】賛成全員の可決

◆平成27年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

【提案理由】

国民健康保険特別会計予算を

補正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市立児童遊園設置条例の一部を改正する条例

【提案理由】

狛江市立さくら児童遊園を開園するため。

【結果】賛成全員の可決

◆人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて(石黒 昌和氏)

【提案理由】

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

【結果】賛成全員の同意

平成27年度 狛江市一般会計補正予算(第3号)の 主な内容(歳出)

(単位:千円)

総務費	総務管理費	ラ・フォル・ジュルネ音楽祭推進関係費	7,000
		計算事務費	23,284
	選挙費	選挙管理委員会費	1,593
民生費	社会福祉費	難病者福祉手当	3,024
		障がい児通所支援事業	21,060
	児童福祉費	保育所等児童運営費	84,935
		私立認定こども園整備事業	49,382
		保育園維持管理費	20,776
衛生費	清掃費	ごみ減量対策費	5,033
農業費	農業費	市民農園関係費	3,261
土木費	都市計画費	緑化基金費	98,680

総務文教常任委員会

◆狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定による個人番号の利用に関する規定を加えるため。

【主な質疑】

・条例改正の対象となっていない事務について、今までの対応はどうなっているのか。

・仮に条例改正をしない場合にどういうことが支障になってくるか。

・条例の提案が早いほうだと思いが、どのように考えているか。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市市民活動支援センターの指定管理者の指定について

【提案理由】

指定管理者に狛江市市民活動支援センターの管理を行わせるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市市民活動支援センターの指定管理者の指定について

【提案理由】

指定管理者に狛江市市民活動支援センターの管理を行わせるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例

【提案理由】

平成28年4月1日から狛江市市民活動支援センターを開設するため。

【結果】賛成全員の可決

◆公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例

【提案理由】

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、引用条文を改めるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市立和泉児童館の指定管理者の指定について

【提案理由】

指定管理者に狛江市立和泉児童館の管理を行わせるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市立岩戸児童センターの指定管理者の指定について

【提案理由】

指定管理者に狛江市立岩戸児童センターの管理を行わせるため。

【結果】賛成全員の可決

◆農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、引用条文を改めるため。

【提案理由】

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、引用条文を改めるため。

【主な質疑】

・事業体の規模の大きさ、余力、保育士の不足問題などの市の

考えは。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市立和泉児童館の指定管理者の指定について

【提案理由】

指定管理者に狛江市立和泉児童館の管理を行わせるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について

【提案理由】

指定管理者に狛江市子ども家庭支援センターの管理を行わせるため。

【結果】賛成全員の可決

◆駅前移転に向けた協議に関して事業体との話し合いは。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について

【提案理由】

指定管理者に狛江市子ども家庭支援センターの管理を行わせるため。

【結果】賛成全員の可決

◆駅前移転に向けた協議に関して事業体との話し合いは。

可決された意見書

第4回定例会では2件の意見書が提出され、うち1件を原案のとおり可決しました。

可決された意見書を紹介します。

都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書

東京農業は、持てる農地や施設を最大限に活用し、野菜・果樹・花卉・緑化植物、畜産といった多様な経営形態が展開され、新鮮かつ安全・安心な農畜産物を生産している。

加えて農地は、都市における防災、良好な住環境の保全、市民及び学校・福祉教育における農作業体験など身近に土や農に触れる機会を提供している。ま

た、農業者は地域の歴史・文化の伝承、地域活動の推進にとって中心的な貴重な存在となっており、都市農地と農業は、市民生活の日常生活にとって必要不可欠な存在と役割を持つに至っている。

しかしながら、恒常化した農畜産物の低価格化は、所得面における他産業との格差をもたらす、農業の後継ぎ不足を招き、家族労働力は必然的に高齢化し、また、相続時における高額な相続税納入のために農地は減少し続けているのが実態である。

このような現状の中で、市街地及びその周辺の地域において行われる農業を都市農業と位置づけた望ましい都市農業振興基本法の施行は、国及び政府の責務を明確にし、都市農業振興基本計画の策定、法制上、財政上、税制上または金融上の措置、詳細にわたる基本的施策の実施が明記され、その実現により、都市農地の保全と都市農業の継続性に対し大きな希望を抱かせるものであり、農業者や農業関係者はいうに及ばず、まちづくりの視点からも、都市住民の視点からも大変大きな期待が寄せられている。

よって狛江市議会は政府等に対し、都市農地の保全と都市農業振興に不可欠である農地関連法及び制度、税制等の具体的措置、農業振興施策が都市農業振興基本法に基づき早急に講ぜられることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。(送付先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長